

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内のマスク着用基準の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年2月16日（火）10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
大辻室長補佐、高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、12月7日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請について、資料に基づき以下の説明があった。
 - Gゾーンにおけるマスク着用基準の見直し後の作業管理について
 - ✓ 現在、放射線管理仕様書に基づき、放射線管理計画書（RWA）又は作業件名届を作成する際には計面前に安全事前評価をすることとしている。
 - ✓ この際、作業件名届はP.5記載の諸条件に全て該当する作業場合のみ適用し、放射線管理計画書（RWA）より記載が簡略化された作業件名届を作成することとしている。
 - ✓ 今回の見直しにより、ダストが舞い上がる作業以外の作業の区分が発生するため、作業件名届適用の諸条件にダストが舞い上がる作業以外の作業を明記し、かつ該当作業を例示することにより、その適用基準を明確にすることとした。
 - ✓ これにより、マスクの着用を不要とするGゾーンでの巡視点検や現場調査などといった被ばく線量の低い作業についても、作業計画時に内部被ばくのリスク抽出を行う仕組みを設け、内部被ばくのリスク低減をきめ細かく図ることが出来る作業管理とした。
 - 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - Gゾーンでのマスク着用基準だけではなく、現在の1F構内におけるマスク着用基準全体について説明し、全体の基準の中での今回の変更を説明すること。また、マスク着用基準という用語が空气中放射性物質濃度による基準とダストが舞い上がる作業かどうかでの基準の2通りの意味を持っていると思われるため、その用語の使い方についても明確化すること。
 - 今回、空气中の放射性物質濃度の低下と作業でダストが舞い上がらないことをもって、マスク不要としているが、除染電離則等のマスク着用基準を参考に設定したマスク着用の当初の目的を確認した上で着用の要否について整理して説明すること。
 - 変更後の基準の区分として昨年導入された周辺防護区域が使われているため、その理由を明確に説明すること。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所構内における全面マスク着用不要とするエリアの設定並びに運用の変更について